

裁 決

審査請求人

処分庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和元年11月6日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対し行い令和 年 月 日付け 号で通知した保護申請却下決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、請求人が、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護の開始を申請（令和 年 月 日付けでしたもの。以下「本件申請」という。）したところ、処分庁が、これを却下する決定（同年 月 日付け 号（以下「本件通知書」という。）で通知したもの。以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

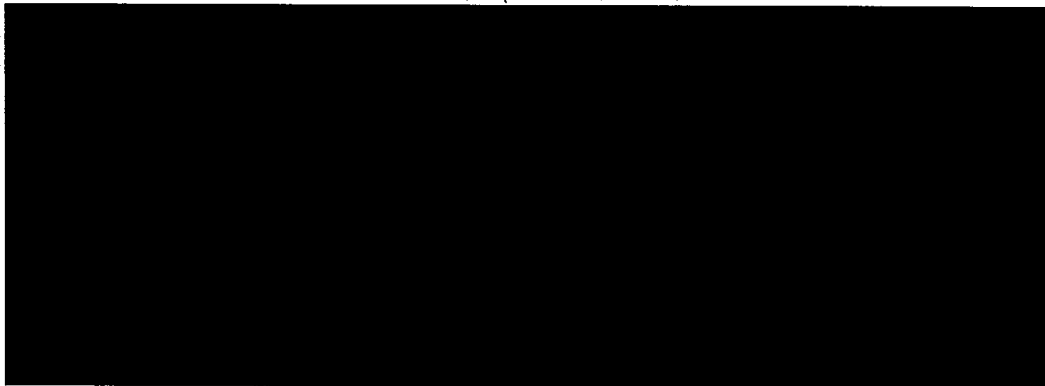
審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

（2）請求の理由



2 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

ア 請求人は、本件申請前に処分庁で一度保護の受給歴がある。

イ 平成■■■年■■■月■■■日の受給開始後、請求人は度々法第6条第2項に規定する要保護者の居住する地区を担当する職員（以下「地区担当員」という。）の訪問調査に応じないことが続き、求職活動に対しても積極的な姿勢が見られなかった。平成■■■年■■■月■■■日、請求人が精神科の受診を開始したため、地区担当員が請求人の就労の可否について、同月■■■日及び同年■■■月■■■日、請求人の通院する精神科の主治医（以下「主治医」という。）に確認を行い、主治医からいずれの日も就労指導は可能とのことであったが、同月■■■日、地区担当員が定期通院先を訪問した際、主治医から就労指導は様子を見るようにとの意見があったため、就労指導を一時休止することとした。

ウ 平成■■■年■■■月■■■日、定期通院先に請求人の稼働能力を確認したところ、『軽就労可』との回答があった。平成■■■年■■■月■■■日、地区担当員が請求人に対し、1か月で4社以上の応募をするよう法第27条の規定による口頭指導（以下「口頭指導」という。）を行った。

エ 平成■■■年■■■月■■■日、請求人から郵送された求職活動実施報告書を収受したが応募先の記載は2社であり、積極的な活動がなされているとは判断できないため、福祉事務所で設置するケース検討会議（以下「ケース検討会」という。）で審査することとなった。

■■■■■■■■■■ 円の貯金があることが判明した。

ス 平成■■■年■■■月■■■日、地区担当員が請求人に対し、保護費の累積金について使用目的を聴取したところ、■■■■■■■■■■との回答があった。生活保護手帳を用いて、保護費の累積金の取扱いについて説明を行い、保護の停廃止を検討する場合があることを伝えた。

セ 平成■■■年■■■月■■■日、地区担当員から請求人に対し、累積金について、健康で文化的な最低限度の生活を行うという観点から、食事及び生活の維持のために計画的な支出を行うよう口頭指導を行った。

ソ 平成■■■年■■■月■■■日、法第29条の規定による金融機関への調査の回答により、請求人の保有口座に同月■■■日時点で■■■■■■■■■■円の貯金があることが判明した。

タ 平成■■■年■■■月■■■日、福祉事務所の医療適正受診相談員の同行の下、請求人の病状調査のため、定期通院先を訪問し、主治医と面談を行った。請求人の病状については、「■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■」との回答

を主治医から得た。生活保護における訪問調査の必要性については、「訪問を受けることができない状態ではないため、訪問はして良い。」との回答を主治医から得る。

チ 平成■■■年■■■月■■■日、保護の累積金について、使用目的を聴取し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金の計画的な支出を行うよう助言指導を行った結果、合理的な使用目的はなく、生活保護の趣旨目的に反しないとは認められず、最低生活の維持のために活用すべき資産と見なさざるを得ないことから、「生活保護法による実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の間1.8答により、累積金を収入と認め、平成■■■年■■■月■■■日付けで保護の要否判定を行うことについてケース検討会で審査した。その結果、累積金を収入と認め、同日付けで生活保護の要否判定を行うことを決定した。これにより当該世帯の収入の臨時的な増加により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認め、課長通知第10の間1.2答2（2）により、同年■■■月■■■日に請求人の保護を廃止した。

ツ 令和■年■月■日、請求人と市議会議員が来所した。請求人から

■との相談があり、記入済みの保護申請書の提出があった。面接相談員が請求人に対し、急迫状態の聴き取りを行った結果、請求人は■

■との回答であった。なお、請求人は前回の保護廃止日である平成■年■月■日以降、約9か月間、定期通院先を受診していなかった。法第19条第1項の規定による保護の実施のための調査（以下「実施調査」という。）については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第12の1（1）により、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問することを原則としているが、請求人の要望及び体調を考慮し、請求人の体調が良い日及び市議会議員の都合がいい日に調査を行うこととなった。

テ 令和■年■月■日、請求人から連絡があり、市議会議員の予定が合う同月■日午後1時に来て欲しいとの話があった。

ト 令和■年■月■日、実施調査を行うため、福祉事務所の査察指導を行う職員（以下「査察指導員」という。）、地区担当員及び当該調査を担当する職員（以下「調査担当員」という。）の3人で請求人宅を訪問した。調査担当員は請求人の生活状況等について確認をし、調査担当員から請求人に対し、法第4条第1項及び法第28条第1項の規定の内容について説明し、健康状態及び稼働能力の確認をするために、医療機関を受診することを求めたところ、請求人は、「■」との回答であった。そこで、調査担当員から請求人に対し、受診方法について確認し後日連絡することを伝えた。

ナ 令和■年■月■日、調査担当員から請求人に対し、電話にて、■は1割負担の自立支援医療受給者証を掲示しても、生活保護申請中であれば、医療費の自己負担はない旨を伝える。そのため、まずは■にて、期限切れの自立支援医療受給者証の更新手続きをするよう伝える。

ニ 令和■年■月■日、請求人へ電話にて、自立支援医療受給者証の更新手続きを行い、保護の申請期間中に以前通院していた定期通院先を受診するよう再度伝えたところ、請求人は前言を翻し、「■

」との回答であった。調査担当員は請求人に対し、法第4条第1項及び法第28条第1項の規定の内容について説明を行った。請求人は、「

」との回答であった。調査担当員は請求人に対し、「厚生省社会局保護課長小山進次郎著中央社会福祉協議会刊改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」（以下「解釈と運用」という。）によると、法第4条の『能力』は勤労の能力とされていることの説明を行った。請求人は、調査担当員の説明に納得がいかないため、市議会議員に相談後、連絡をするとの回答であった。

ヌ 令和 年 月 日以降、請求人から連絡がないこと及び保護の申請後に発覚した事実（同年 月 日から 月 日までの間に請求人保有口座から出金した約 円の使途）を確認するために、同月 日及び 日、調査担当員は請求人に電話連絡をしたが不通であった。

ネ 令和 年 月 日、調査担当員は の嘱託医師に対し、法第28条第1項の規定による検診命令（以下「検診命令」という。）の必要性についての意見を確認した。請求人の現状を説明すると、前回の保護廃止日以降、約9か月間、通院していないことから、健康状態及び稼働能力の確認のために検診命令は必要であろうとの回答であった。

ノ 令和 年 月 日、保護の申請日から 日が経過し、同月 日以降、請求人と連絡が取れなくなり、請求人が以前通院していた定期通院先に調査担当員が照会をしたが、請求人は受診をしていなかった。請求人に対し、健康状態及び稼働能力の確認のために医療機関への受診を促してきたが、指導に従う意思や姿勢は見受けられなかった。また、前回の保護廃止日以降、定期通院先に約9か月間、受診しておらず、法第1条に規定する自立の助長の観点からの健康状態及び医療扶助給付の必要性並びに保護の決定に必要な稼働能力の有無について確認できていないことから、局長通知第11の4（1）ア及びキに該当することを認め、保護の可否を判定するため、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命じることについて、ケース検討会で審査し、検診を命じることとなった。また、検診命令に従わなかった場合、同条第5項により、保護の申請を却下することを決定した。なお、急迫状態については、請求人の保護の申請前の相談時に

と確認をしており、また、実施調査時に生活状況等の確認をし

ており、直ちに急迫する状態とは考えにくいことを考慮した。検診を受ける日時は令和■年■月■日午前10時とし、局長通知第11の4(2)により、請求人の疾病について正確かつ適切な判断を行い得ると判断される者として主治医を指定した。検診命令書には、①検診を受ける日時②検診を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当医師氏名③備考に検診書により、通院の要否と稼働能力の有無を調査しますと、さらに、注意事項として①検診を受けるときは、この書類を持参して下さい②この検診命令は、法第28条第1項に基づくものです③この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります④この検診命令について疑問がある場合には、■■■■福祉事務所に相談して下さいと検診命令について詳細に請求人に分かりやすい記載をして、これに従わないときは、保護の申請が却下される旨を明示した。同月■日、検診命令書の説明及び手渡しのために調査担当員が査察指導員の同行の下、請求人宅を訪問したが請求人は不在であった。請求人が不在のため、検診命令書を請求人宅のドアポストに投函した。帰庁後、請求人に電話連絡をしたが不通であった。その後、請求人への電話が通じなかったため、請求人の母(以下「母」という。)へ電話連絡を行った。母曰く、請求人と母は何かあれば連絡は取れる関係性であるとのことから、請求人の状況を母に説明するとともに、請求人へ福祉事務所からの連絡に対応すること及び検診命令に従わなかった場合、保護の申請が却下になる可能性があることの説明を依頼した。

ハ 令和■年■月■日、市議会議員から福祉事務所に電話連絡があり、請求人に検診を受けるように説得するとの話があった。そのため、■■■■福祉事務所長、■■■■課長、■■■■課長補佐、査察指導員及び調査担当員で協議した結果、当初検診を受ける日時は同日午前10時としていたが、同日中に受診をすれば、検診命令に従ったこととすることが決定した。同日午後5時30分、調査担当員は請求人が以前通院していた定期通院先へ電話連絡を行った。請求人が受診したかどうかを確認すると、定期通院先の事務員から請求人は受診していないとの回答があった。

ヒ 令和■年■月■日、保護申請却下通知書の説明及び手渡しのために調査担当員が福祉事務所の他の職員の同行の下、請求人宅を訪問したが請求人は不在であった。請求人が不在のため、本件通知書を請求人宅のドアポストに投函した。

(3) 処分庁の主張

請求人は、本件処分の取消しを求めると主張するが、請求人の申立てに対して弁明し、その主張が正当な理由を有しないことを明らかにする。

ア 本件処分の適法性について

本件処分は次のとおり、法令に定める手続及び要件にかなった適法かつ適切な処分であると主張する。

法第2条では、「すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」と定められている。

また、法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定められている。なお、ここでいう能力とは解釈と運用の解釈上、勤労の能力とされている。

保護は、法第2条の規定により「要件を満たす限り」に受けることができるとされており、その要件としては、法第4条第1項の規定による「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」として行われることとされている。そして、局長通知第11の1(2)により、この要件を満たさない者については、保護の要件を欠くことを理由に、保護の申請を却下することとされている。

法第28条第1項では、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条(第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と定められている。

法第28条第5項では、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができ

る。」と定められている。

なお、法第84条の5及び別表第3において、法第28条第1項及び第5項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であるとされている。

局長通知第11の4（1）において、「次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に囑託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁の技術的助言を求めること。ア 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。オ 介護扶助の実施に当たり、医学的判断を要するとき。カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。」とされている。

また、局長通知第11の4（6）において、「検診命令に従わない場合において必要があると認めるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行うこと。」とされている。なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であるとされている。

さらに、課長通知第11の問2答1において、検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準として、「保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。」とされている。

請求人は、前回保護受給時の定期通院先からの検診書によると『軽就労可』との回答があり、その後、文書指導指示を行うも、請求人は稼働能力があるにもかかわらず活用していない状態が続いたため、平成■年■月■日、稼働能力不活用により文書指導指示違反として聴聞会を開催した。聴聞会后、主治医に電話にて請求人の稼働能力の有無について確認をしたところ、主治医から、「今生保が廃止となれば請求人に相当なストレスがかかる。担当医としては停廃止に賛成で

きない。」との回答があったため、同月■■■日、聴聞会の結果についてケース検討会で審査した結果、聴聞会を開催し、請求人に弁明の機会を設けたが、文書指導指示の内容を履行したとは言い難い状態であった。しかし、聴聞会后、主治医に電話にて請求人の稼働能力の有無について確認したところ、『就労不可』との回答があったことから、請求人について、保護の停廃止を行わず、療養に努めるよう指導し、病状を定期通院先に適宜確認しながら、必要に応じ就労指導を再開することとなった経緯がある。また、令和■■■年■■■月■■■日の保護の申請日以降の聴き取りでは、請求人は前回の保護廃止日以降、約9か月間、定期通院先を受診していなかった。

令和■■■年■■■月■■■日付けの保護の申請時点では、前回の保護廃止日以降、約9か月間、定期通院先を受診していないことから請求人に対し、健康状態及び稼働能力の確認のために医療機関への受診を促してきたが、指導に従う意思や姿勢は見受けられず、法第1条に規定する自立の助長の観点からの健康状態及び医療扶助給付の必要性並びに保護の決定に必要な稼働能力の有無について確認できていないことから、局長通知第11の4(1)により、事前に■■■の嘱託医師に対し、検診命令の必要性についての意見を確認したうえで、同月■■■日付けのケース検討会で審査し、局長通知第11の4(1)ア及びキに該当することを認め、保護の要否を判定するため、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命じることを決定した。

令和■■■年■■■月■■■日、調査担当員は検診命令書の説明及び手渡しのために査察指導員の同行の下、調査担当員が請求人宅を訪問したが請求人は不在であったため検診命令書を請求人宅のドアポストに投函した。帰庁後、福祉事務所の調査担当員から請求人に電話連絡をしたが不通であり、その後、請求人への電話が通じないため、母へ電話連絡を行った。母曰く、請求人と母は何かあれば連絡は取れる関係性であるとのことから、調査担当員から母に対し、請求人の状況を説明し、請求人へ福祉事務所からの連絡に対応すること及び検診命令に従わなかった場合、保護の申請が却下になる可能性があることの説明を依頼した。

令和■■■年■■■月■■■日、調査担当員から請求人が以前通院していた定期通院先へ電話連絡を行った。請求人が受診したかどうかを確認すると、定期通院先の事務員から請求人は受診していないとの回答があり、検診命令に従っていないことから、法第28条第5項の規定により、同年■■■月■■■日付けで請求人の保護の申請の却下を決定したもの

である。

イ 請求人の主張に対する意見

はじめに、本件処分について、請求人は、今回の却下理由とした検診命令自体の是非及び必要性について、「

」、「

」と主張するが、次のとおり、請求人の主張は失当であると意見する。

まず、平成 年 月 日付けの生活保護廃止処分については、本件審査請求をする処分と何ら関係がないが、請求人の保護費の累積金について、同年 月 日、地区担当員が請求人に対し、生活保護手帳を用いて、保護費の累積金の取り扱いについて説明を行い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産と見なければならぬため、保護の停廃止の可能性がある旨伝えた。また、同年 月 日、地区担当員が請求人に対し、累積金について、健康で文化的な最低限度の生活を行うという観点から、食事及び生活の維持のために計画的な支出を行うよう口頭指導を行った。その後、同年 月 日、ケース検討会で審査し、最低生活の維持のために活用すべき資産とする決定をしたため、局長通知第3の18より、累積金を収入と認め、保護の要否判定を行った結果、当該世帯における収入の臨時的な増加により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認め、法第26条及び局長通知第10の12-2-(2)より(原文ママ)、生活保護を廃止したものであり、福祉事務所による違法かつ一方的な廃止ではない。なお、保護の廃止に伴い、医療扶助は廃止になったが、請求人は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)を所持しており、自己負担額は原則として医療費の1割となり、さらに、精神障害者の医療費助成に関する規則(平成 年規則第 号)により、医療費の自己負担分を助成できる制度もあり、事実上、自己負担することなく精神科受診が可能であるため、通

院の中断の理由には当たらない。

次に、請求人は、「[REDACTED]

[REDACTED]」と主張しているが、精神障害者保健福祉手帳は保護の申請日時点の就労阻害要因の証明や健康状態を証明するものではなく、稼働能力があるか否かの評価については、局長通知第4-2に記載されているとおり、年齢や医学的な面からの評価、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うべきものである。

さらに、請求人は、「[REDACTED]

[REDACTED]」と主張しているが、そもそも、請求人の希望により、実施調査を令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に行い、その際、健康状態等の確認のため受診することを求めたところ、以前の通院先を受診するとの回答があったため、調査担当員は請求人が以前の通院先を受診することを待っていた。しかし、同月[REDACTED]日以降、請求人と連絡が取れず、同月[REDACTED]日まで受診を確認できなかった。そのため、局長通知第11の4(1)により、[REDACTED]の嘱託医師に対し、検診命令の必要性についての意見を確認したところ、前回の保護廃止日以降、約9か月間、定期通院先を受診していないことから、健康状態及び稼働能力の確認のために検診命令は必要であろうとの回答であった。同月[REDACTED]日、請求人からは指導に従う意思や姿勢は見受けられず、保護の決定に必要な健康状態及び医療扶助給付の必要性並びに稼働能力の有無について確認できていないことから、局長通知第11の4(1)ア及びキに該当することを認め、保護の可否を判定するため、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命じることについて、ケース検討会で審査し、これを決定した。請求人の希望に配慮した結果、検診命令書の交付決定が申請日から20日以上経過してしまったが、この検診命令は適法かつ正当に決定されているため、妥当なものである。

次に、請求人は、「[REDACTED]

[REDACTED]」と主張するが、次のとおり、請求人の主張は失当であると意見する。

法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し

得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定められている。なお、ここでいう能力とは解釈と運用の解釈上、勤労の能力とされている。

また、法第28条第1項では、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と定められている。

請求人は前回の保護廃止日以降、約9か月間、定期通院先を受診していないことから、調査担当員から請求人に対し、健康状態及び稼働能力の確認のために医療機関への受診を促してきたが、指導に従う意思や姿勢は見受けられず、保護の決定に必要な健康状態及び稼働能力の有無について確認できていないことから、局長通知第11-4-(1)ア及びキに該当することを認め、保護の要否を判定するため、法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命じることとした。

さらに、請求人は、「[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」と主張するが、次のとおり、請求人の主張は失当であると意見する。

昭和42年5月24日付け最高裁判所大法廷判決（昭和39年（行ツ）第14号）は、その判決中で次のとおりとしている。

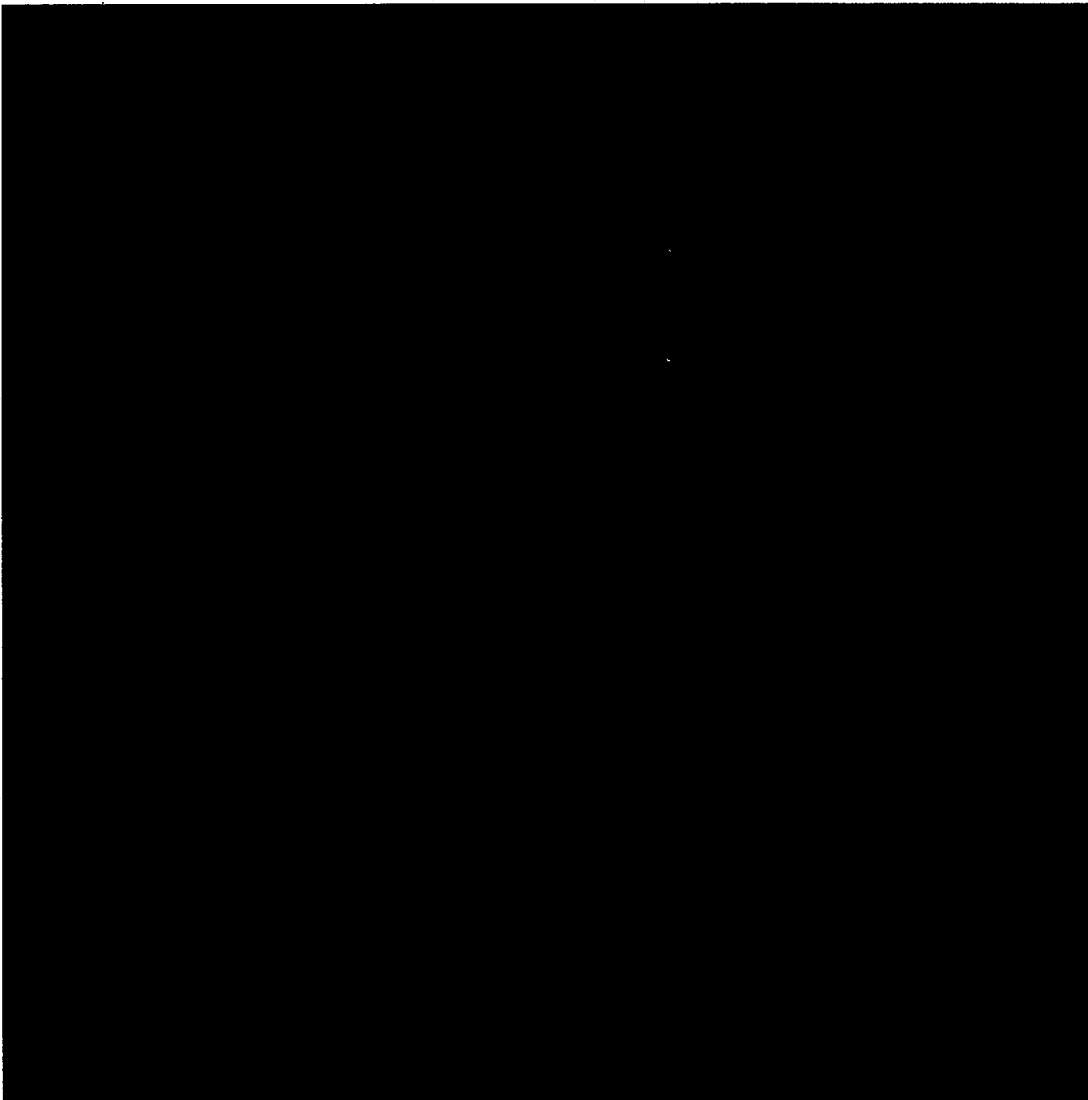
『憲法25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定している。この規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない（昭和23年（レ）第205号、同年9月29日大法廷判決、刑集二巻10号1235頁参照）。具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された法によって、はじめて与えられているというべきである。法は、「この法律の定める要件」を満たす者は、「この法律による保護」を受け

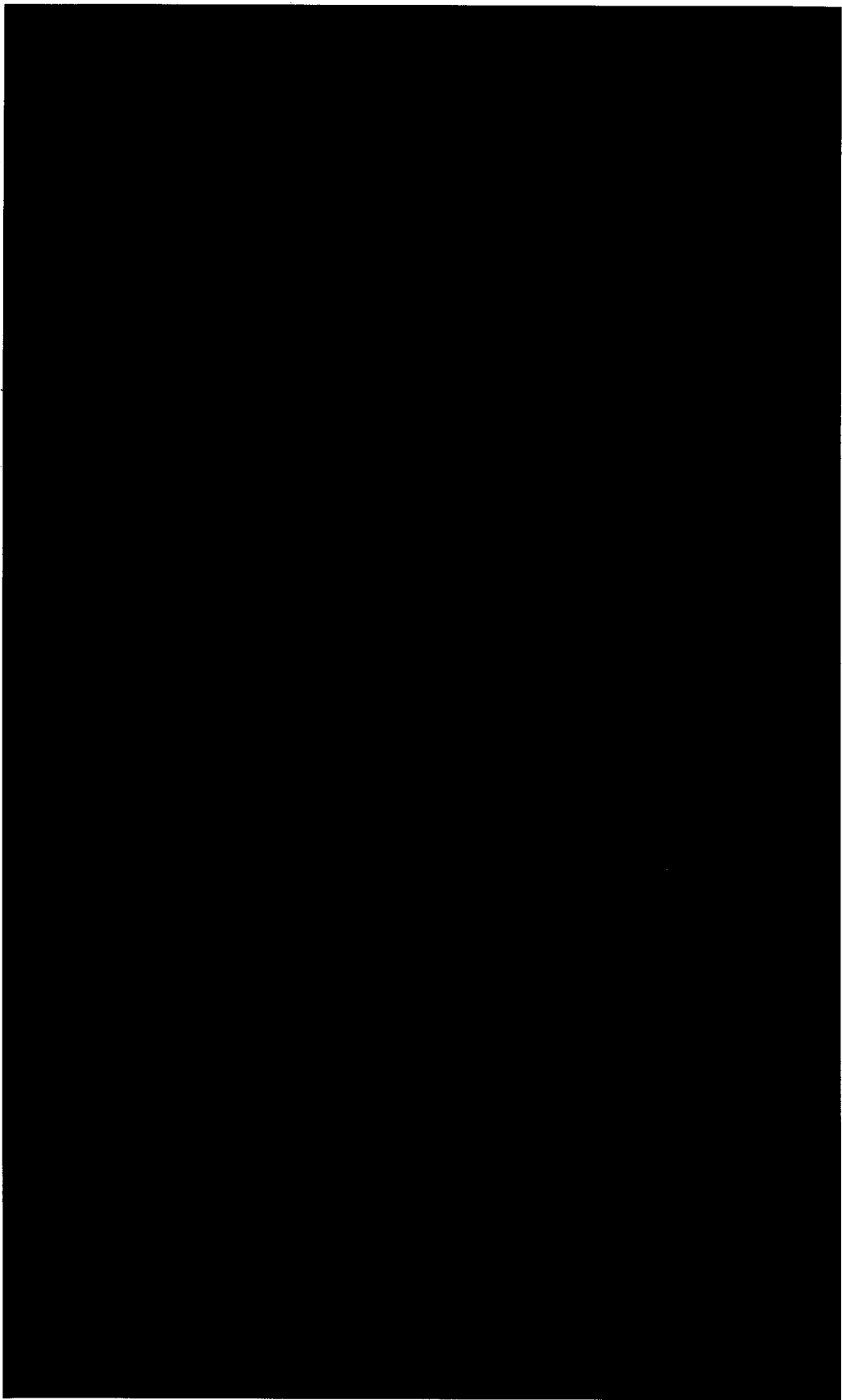
ることができる」と規定し（第2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（第8条第1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。』

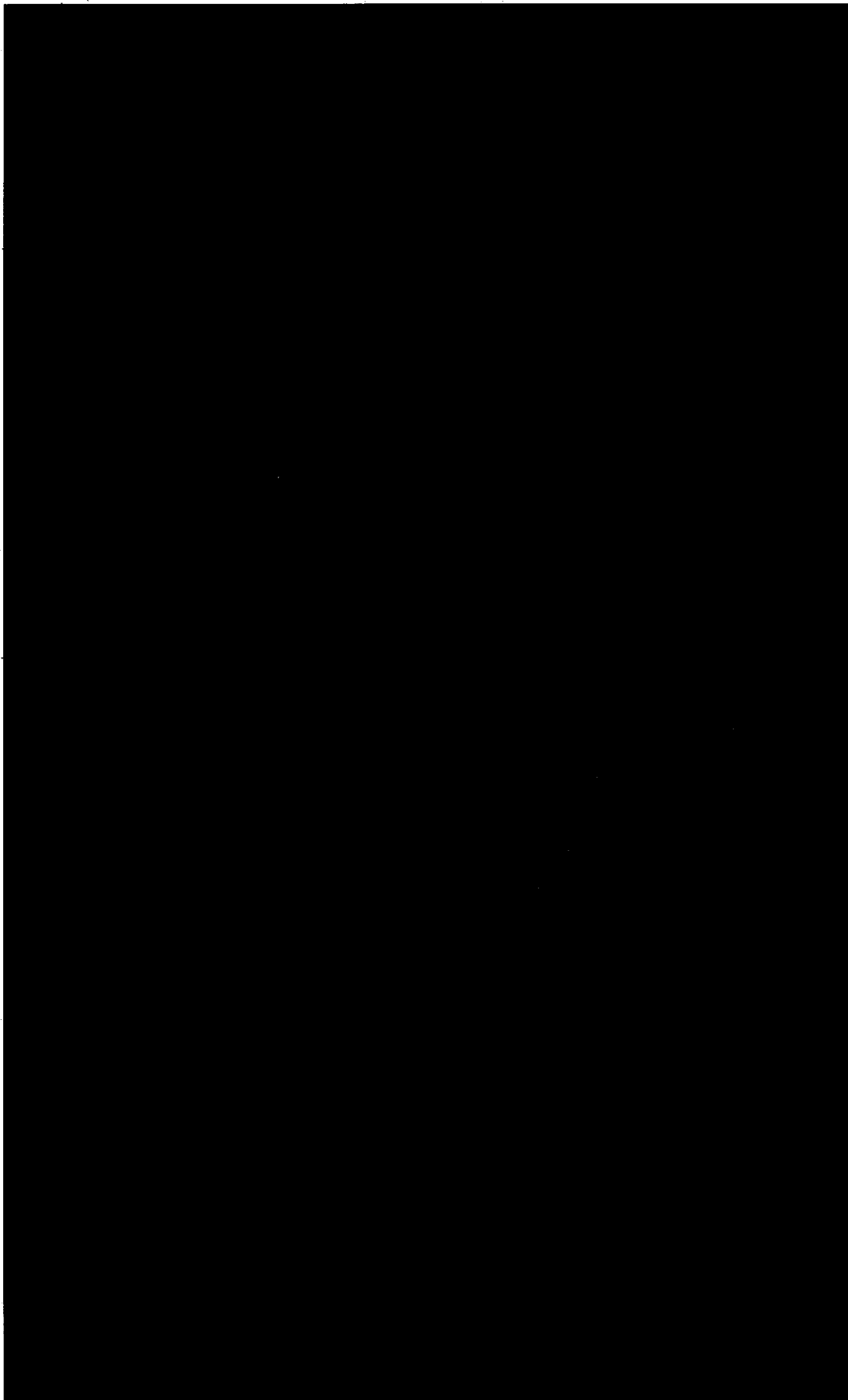
以上より、いわゆる生存権が侵害されているか否かは、法及び厚生労働大臣により定められた保護基準により決すべきであり、前述のとおり、本件処分は法及び厚生労働大臣により定められた保護基準に沿った適正な処分であるため、請求人の主張は失当である。

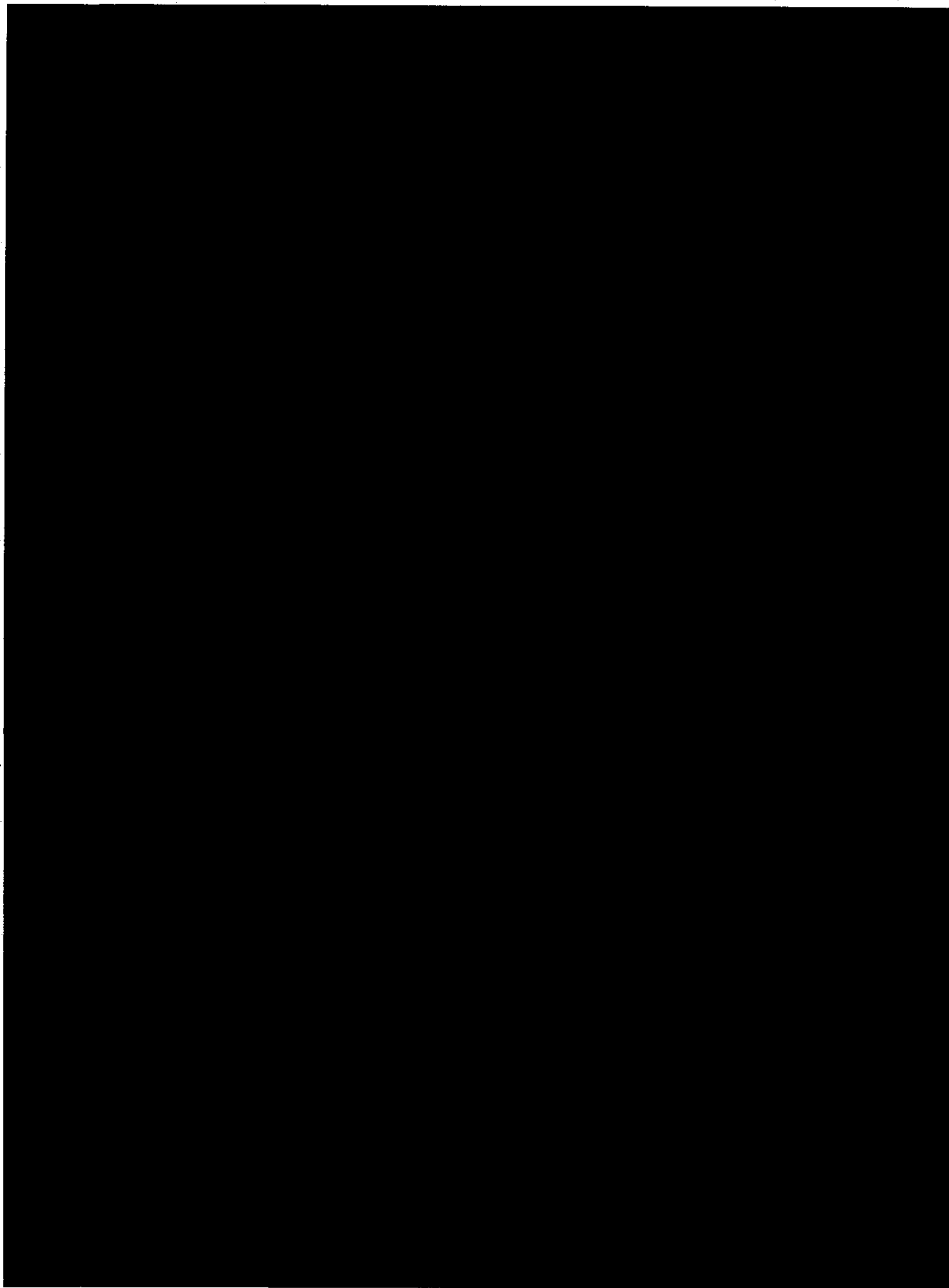
以上の理由から、本件処分は適法かつ適切な処分であり、請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

3 請求人の反論



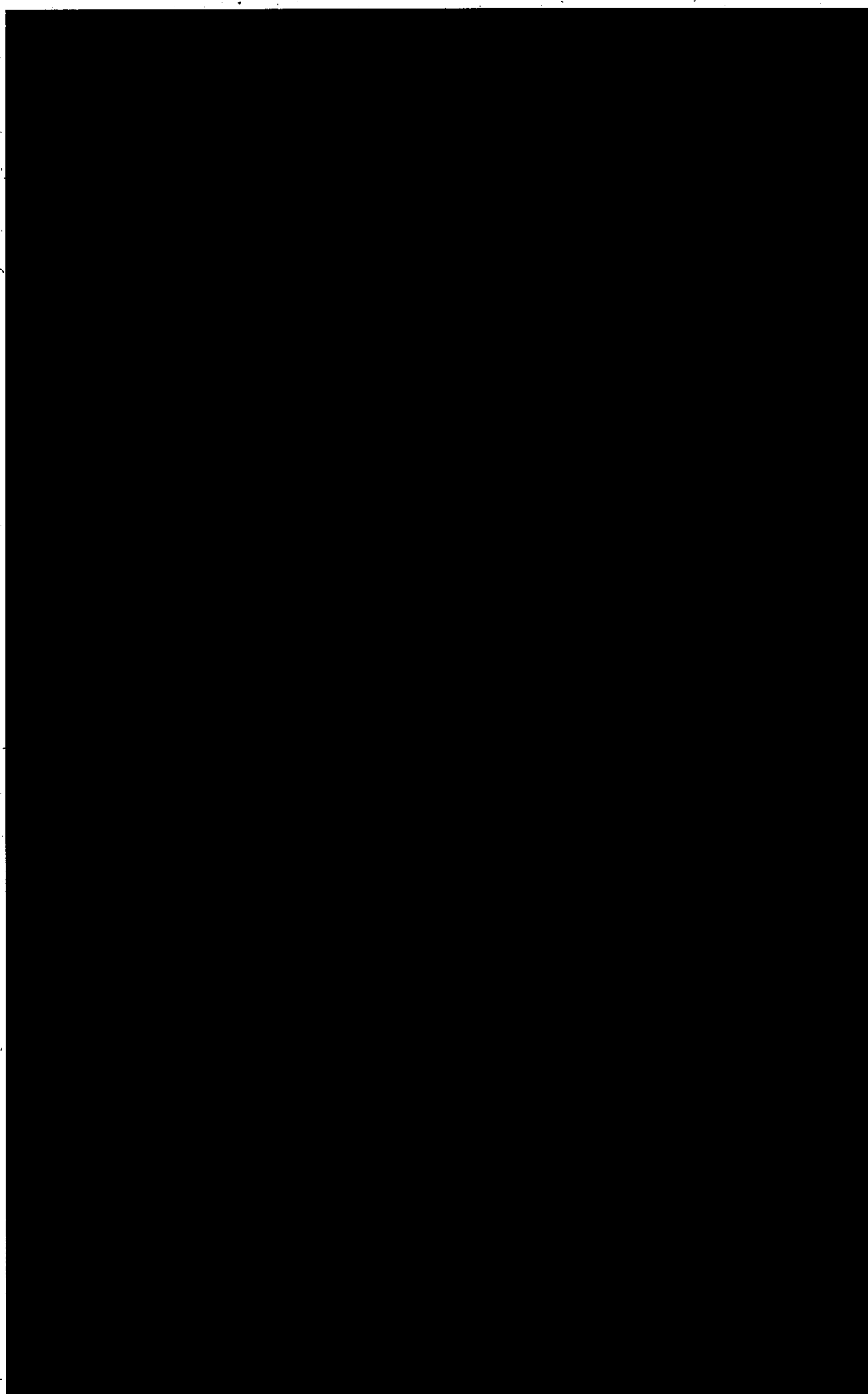


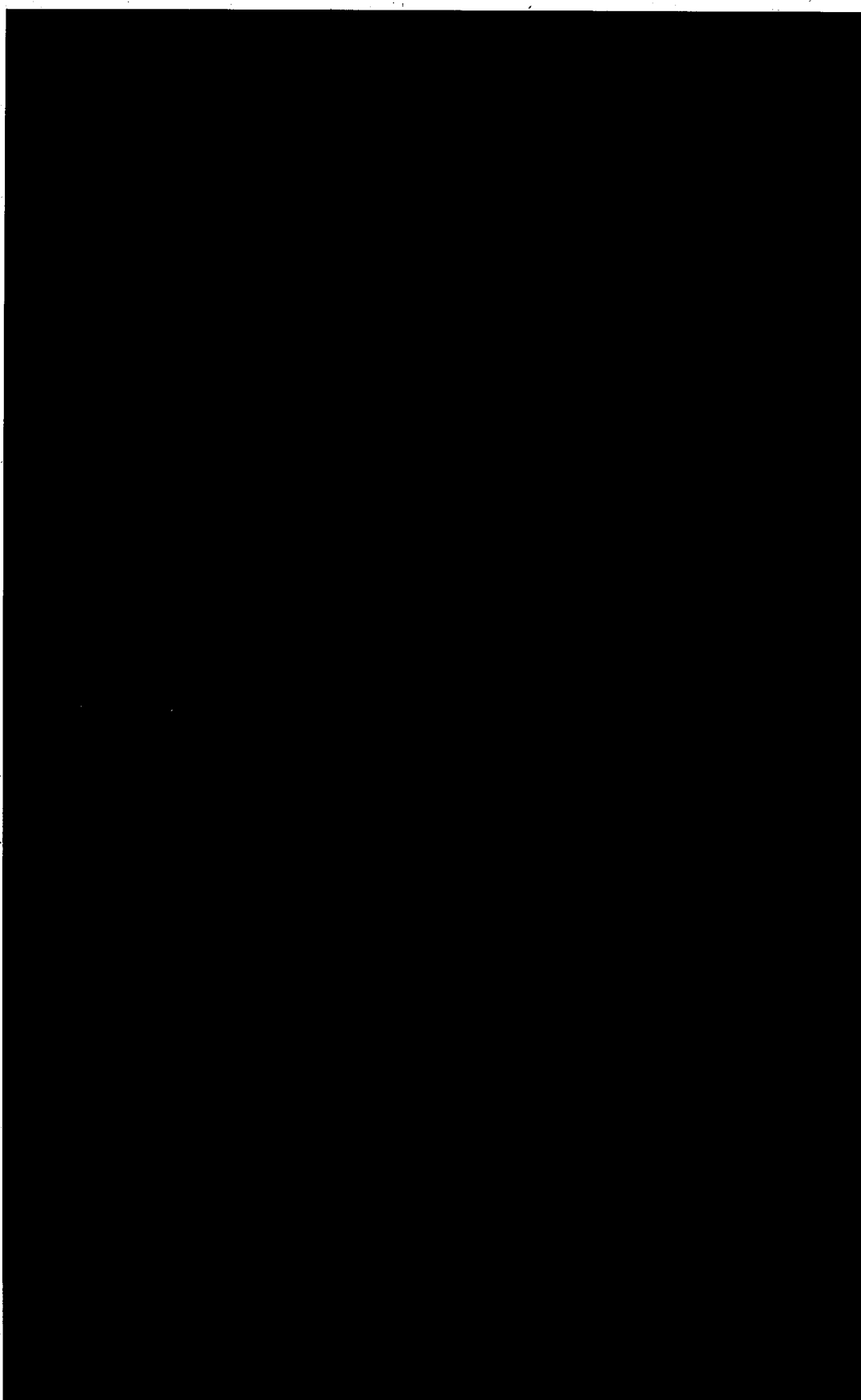


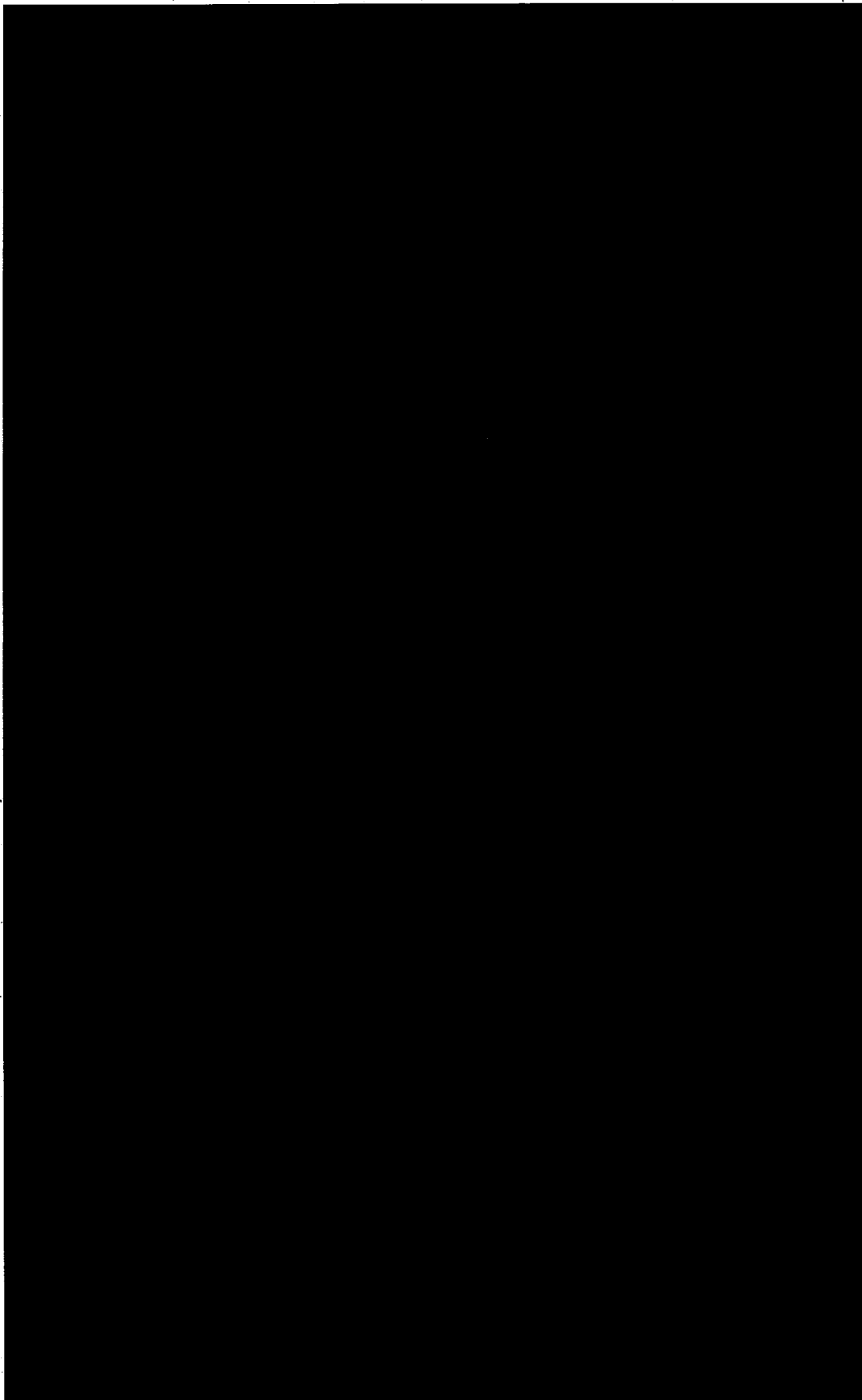


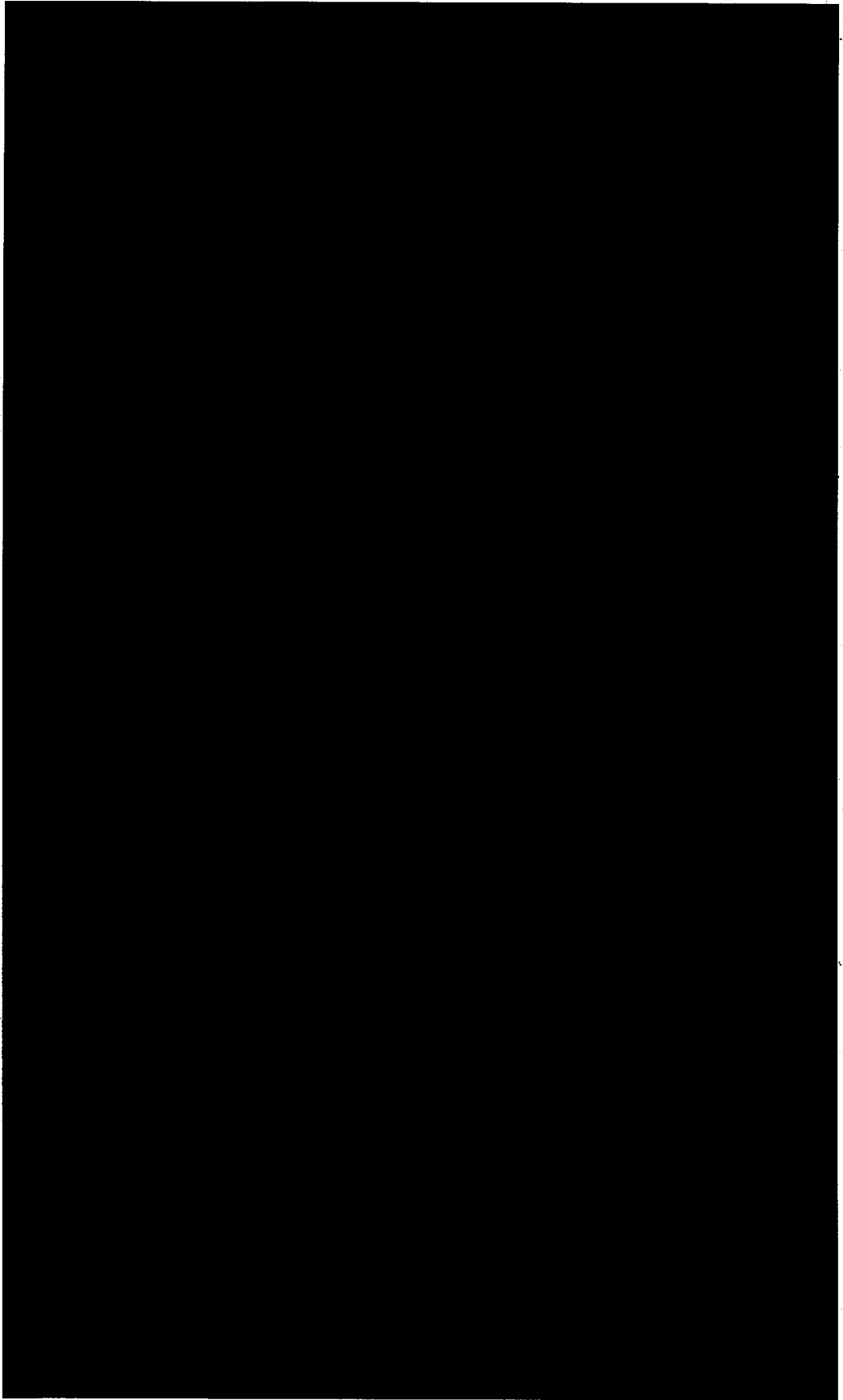
4 千葉県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対する請求人の主張

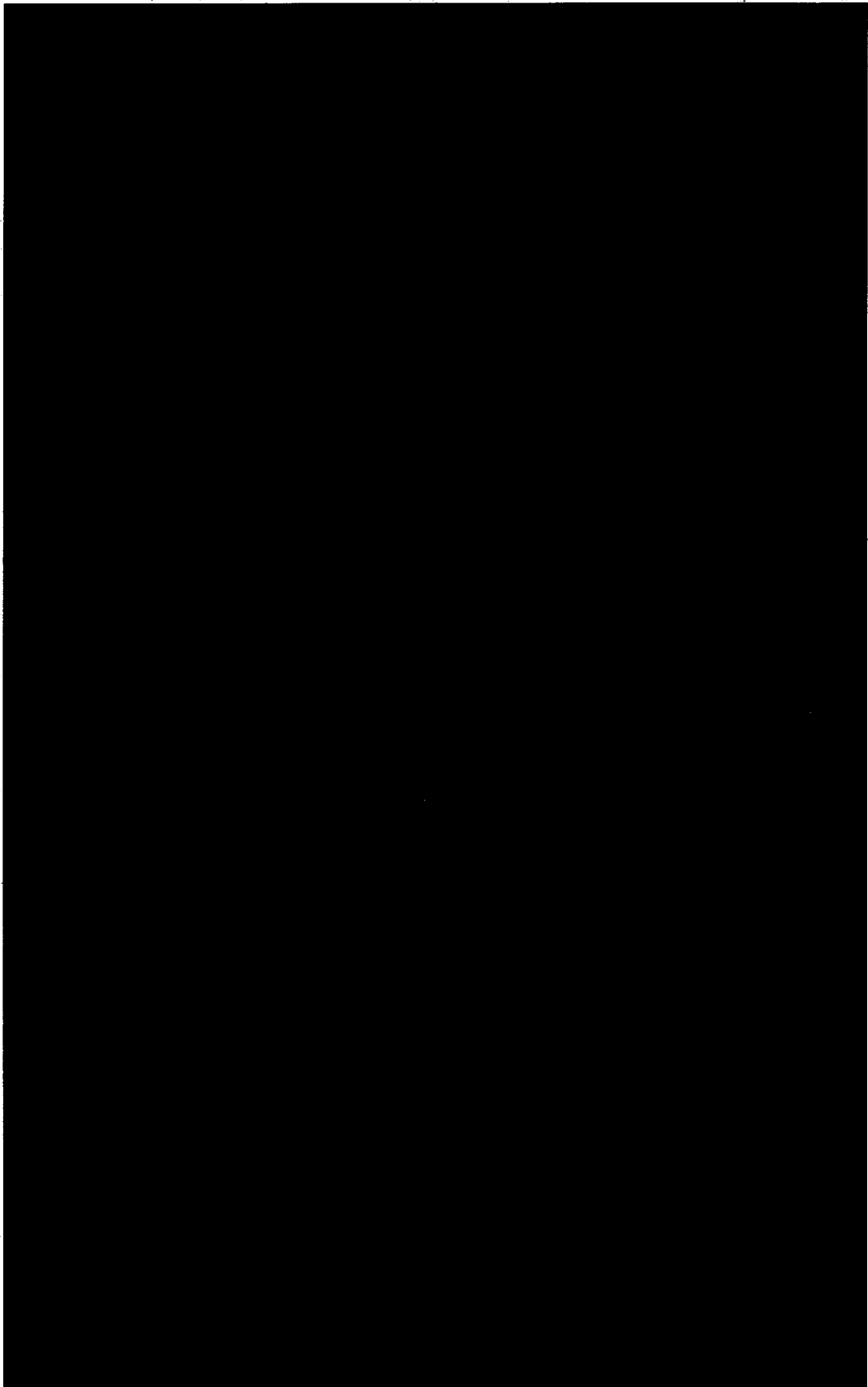


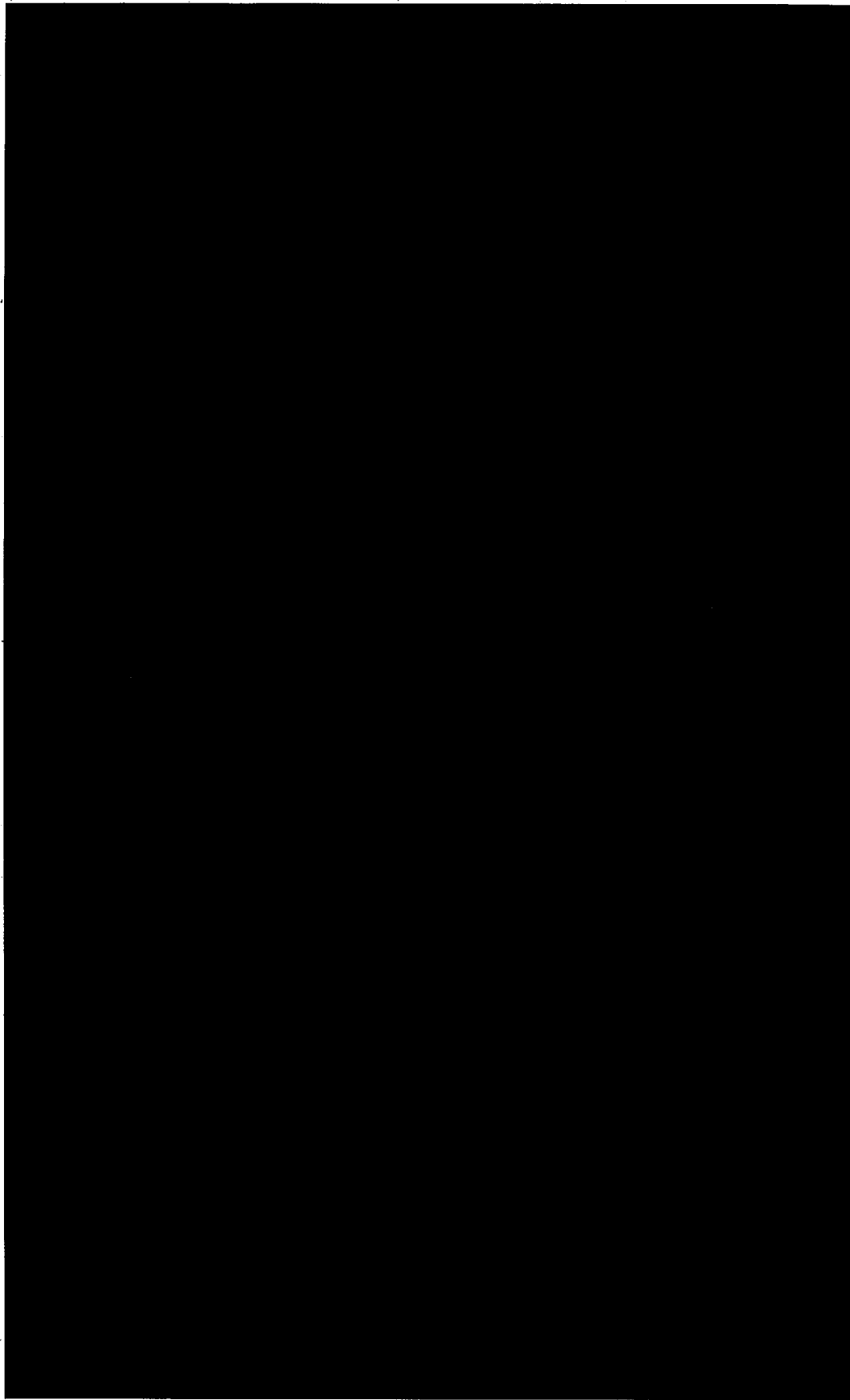


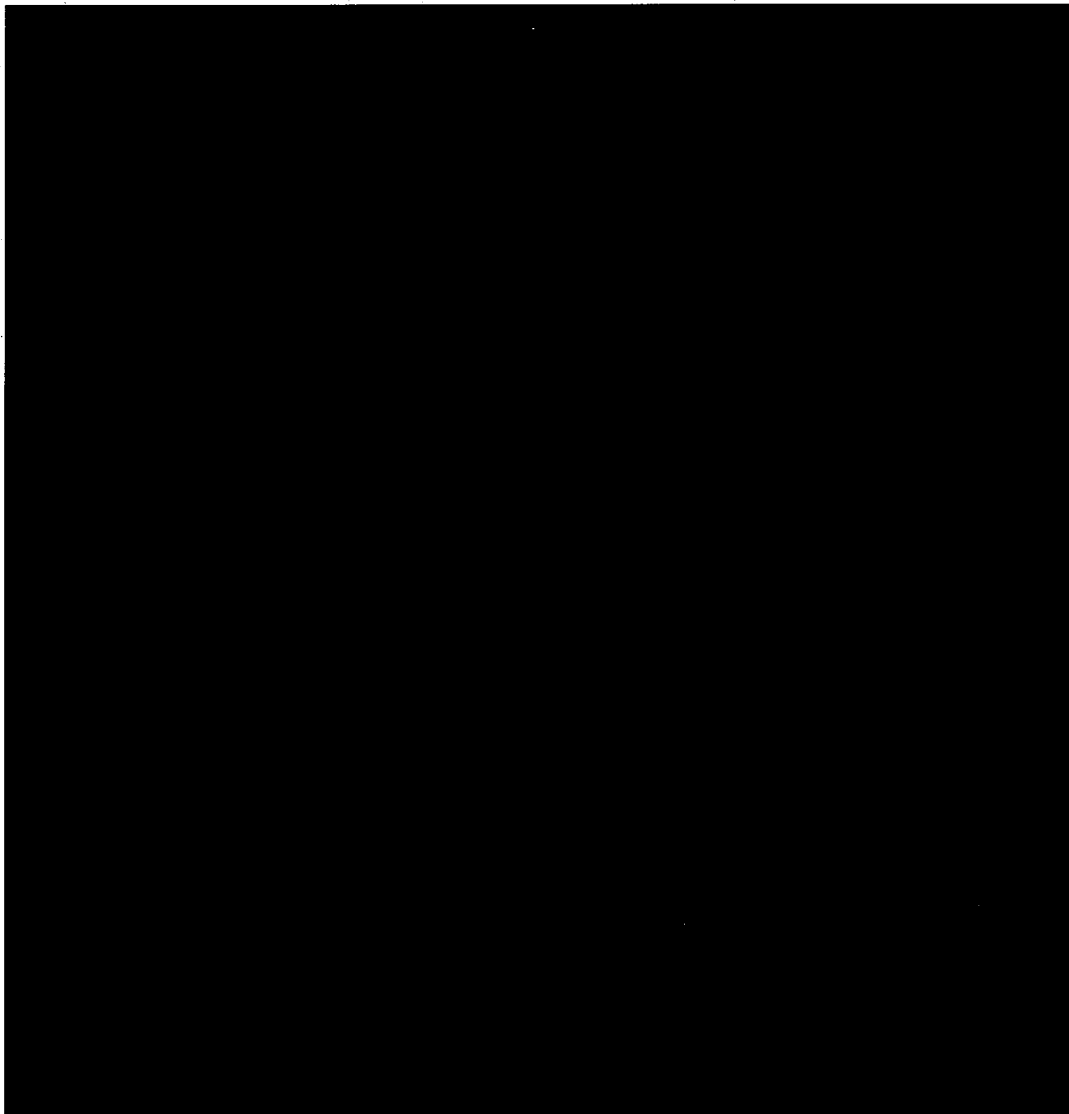












理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）、3及び4のとおり、
[redacted]を理由として、本件処分の違法又は不当を主張するものと解される。

2 認定事実

- （1）処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで、請求人世帯（請求人（昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日生まれ）の単身世帯）に対する法に基づく保護を開始した。なお、当該保護の開始後、請求人の精神疾患の治療のために、医療扶助が開始された。
- （2）請求人の通院先である本件医療機関の医師が作成した平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けの検診書によると、請求人に対する検診結果は、次のとおり

であった。

ア 傷病名： [REDACTED]

イ 症状： [REDACTED]

ウ 診療の要否：「治療を要する」「通院」

(通院の程度・診療見込：「不詳」)

エ 稼働能力：「稼働できる」

(稼働について注意を要する事項：「 [REDACTED]

[REDACTED]

オ 通院時の公共交通機関の利用：「利用可能」

(3) 処分庁は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、請求人に対し、文書(同月 [REDACTED] 日付け [REDACTED] 号「生活保護法第27条による指導及び指示について」)を交付し、法第27条の規定による指導・指示をした。同文書には、次の記載があった。

ア 指導及び指示事項

就職につながるよう求職活動に真摯に取り組み、1か月に1枚以上、常用就職活動状況報告書を福祉事務所に提出し、1週間に1度以上ハローワークに通い、1か月に4社以上の申し込みをすること。

イ 理由

稼働能力があるにも関わらず、積極的な求職活動を行っていないため。

(4) 請求人が前記(3)の指導指示に従わなかったため、処分庁は、法第62条第3項の処分をするため、同条第4項の規定により、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、請求人に対し弁明の機会を付与した。弁明の機会において、請求人からは、 [REDACTED]

[REDACTED] 旨の話があった。

(5) 処分庁は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、請求人の病状について、請求人の通院先である本件医療機関の医師への調査を実施したところ、医師からは、今生活保護が廃止となれば請求人に相当なストレスがかかるため、担当医として保護の停廃止は賛成できないことや、現時点では就労不可であるとの見解が示された。このため、処分庁は、請求人に対して、療養に努めるよう指導することとした。

(6) 請求人の通院先である本件医療機関の医師が作成した平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けの検診書によると、請求人に対する検診結果は次のとおりであった。

ア 傷病名： [REDACTED]

イ 症状： [REDACTED]

ウ 診療の要否：「治療を要する」「通院」

エ 稼働能力：「稼働能力はない」

(稼働について注意を要する事項：「 [REDACTED] 」)

オ 通院時の公共交通機関の利用：「利用可能」

(7) 処分庁は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで、保護費の累積金の活用を理由に、請求人に対する保護を廃止した。

(8) 請求人は、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、処分庁に対し、本件申請をした。

(9) 処分庁は、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、請求人と面接し、請求人世帯の収入は、 [REDACTED] 福祉手当（月額 [REDACTED] 円）のみで、預金残高は [REDACTED] 円、所持金は [REDACTED] 円であること、 [REDACTED]、 [REDACTED] を確認した。

(10) 請求人は、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、処分庁に連絡し、市議会議員同席のもとで保護の要否に係る実施調査に対応したいので、同議員の予定が合う同月 [REDACTED] 日に請求人宅を訪問するよう依頼した。

(11) 処分庁は、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、保護の要否に係る実施調査を行うため、請求人宅を訪問し、請求人に対し、健康状態等の確認をするために、本件医療機関を受診するよう依頼した。

(12) 処分庁職員が、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、請求人に電話をした際、請求人は、 [REDACTED] 旨を話した。

(13) 処分庁は、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、 [REDACTED] の嘱託医師に対して、請求人に対する検診命令の必要性について確認したところ、当該嘱託医師からは、「半年以上通院していないことから、健康状態等の確認のために検診命令は必要であろう」との意見があった。

(14) 処分庁は、令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、請求人に対し、法第28条第1項の規定により、次の内容が記載された「検診命令書」（以下「本件検診命令書」という。）により、検診命令（以下「本件検診命令」という。）を行った。

なお、処分庁職員は、請求人が留守であったため、本件検診命令書を手渡すことができず、本件検診命令の詳細について、請求人に対して直接説明することはできなかった。

ア 検診を受ける日時

「令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日（火）午前10時」

イ 検診を行う医療機関の名称

「 」(本件医療機関)

ウ 備考

「検診書により、通院の要否と稼働能力の有無を調査します。」

- (15) 請求人は、本件検診命令で指定された日に検診を受けなかった。
- (16) 請求人は、請求人世帯に対する保護が廃止された平成 年 月から本件検診命令が行われるまでの約10か月間、定期通院先の医院を受診していなかった。
- (17) 処分庁は、令和 年 月 日付けで、本件申請を却下する本件処分を行った。

本件通知書には、本件処分の理由として、「生活保護法第28条第1項による検診命令に従わなかったため。」と記載されていた。

- (18) 請求人は、本件申請当時、障害等級が2級の精神障害者保健福祉手帳を所持していた。

3 法の仕組み

- (1) 法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定されている(法第4条第1項)。
- (2) 稼働能力の活用について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第4は、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させることとしている。

また、稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている(局長通知第4の1)。

そして、稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこととされている(局長通知第4の2)。

- (3) 検診命令について

ア 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の

実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる」と規定されている（法第28条第1項）。

また、保護の実施機関は、要保護者が法第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる」と規定されている（法第28条第5項）。

イ 局長通知第11の1（2）は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること」としている。

ウ 局長通知第11の4（1）は、次のような場合には、「要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的助言を求めること」としている。

（ア）保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

（イ）障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

（ウ）医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。

（エ）現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

（オ）介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

（カ）現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。

（キ）自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

（ク）その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

エ 局長通知第11の4（3）は、「検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうもの」とすること。この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることがある旨伝えること」

としている。

オ 局長通知第11の4(6)は、「検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと」としている。

また、課長通知第11の間2答1は、「保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること」としている。

(4) 局長通知第12の5は、「被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること」としている。

(5) 医療扶助運営要領第3の1(3)ア及びオによれば、医療扶助の開始につき申請があった場合には、申請者の実情に応じ、医療要否意見書等に、福祉事務所又は町村の担当員が必要事項を記載の上、申請者に対してこれらの取扱いについて十分説明し、速やかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行するものとされているところ、福祉事務所又は町村において指定医療機関を選定するに当たっては、要保護者の希望を参考とすることとされている。

4 あてはめ

(1) 本件検診命令の合理性について

ア 本件において、処分庁は、前記2(17)のとおり、請求人が、法第28条第1項による本件検診命令に従わなかったことを理由として、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められるため、本件検診命令に不合理な点がないかについて検討する。

イ 前記3(3)のとおり、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができるとされている(法第28条第1項)。そして、「保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき」、「医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき」、「自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき」等の場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずることとされている(局長通知第11の4(1))。

これを本件についてみると、前記2(1)から(7)までのとおり、処分庁は、単身世帯である請求人世帯に対して、平成■年■月■日から平成■年■月■日までの期間において、法に基づく保護を実施していたことが認められるところ、当該期間中においては、請求人の精神疾患の治療のために医療扶助が行われていたことが認められる。もっとも、請求人は、前記2(16)のとおり、上記の保護が廃止された平成■年■月から約10か月の間、定期通院先である本件医療機関を受診していなかったことが認められる。

このため、請求人から令和■年■月■日付けで本件申請を受けた処分庁は、前記2(13)及び(14)のとおり、「半年以上通院していないことから、健康状態等の確認のために検診命令は必要であろう」との嘱託医の見解を徴した上で、法第28条第1項の規定により、同月■日付けで本件検診命令を行ったことが認められる。

ウ 以上によれば、処分庁が請求人に対して行った本件検診命令について、不合理な点があるとは認められない。

(2) 本件申請を却下することの合理性について

ア 前記2(14)、(15)及び(16)のとおり、処分庁は、通院の要否と稼働能力の有無を把握するため、請求人に対し、本件医療機関において検診を受けるべき旨の本件検診命令を行ったものの、指定された令和■年■月■日に、請求人が本件医療機関を受診しなかったことから、このことを理由として、本件申請を却下する旨の本件処分を行ったことが認められる。

そこで、本件検診命令に従わなかったことを理由として本件申請を却下したことについて、不合理な点がないかについて検討する。

イ まず、本件検診命令に至る経過についてみると、前記2(1)から(5)までのとおり、処分庁は、平成■年■月■日付けで請求人世帯に対する保護を開始した後、請求人に対して求職活動をすべきである旨の指導指示を行っていたが、平成■年■月■日に、本件医療機関の医師により「就労不可」との見解が示されてからは、処分庁は、かかる指導指示を行わず、請求人に対して療養に努めるよう指導していたことが認められる。

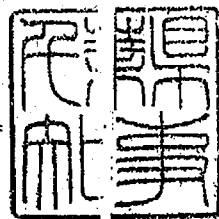
その後、前記2(6)のとおり、平成■年■月■日付けの検診書においても、請求人には「稼働能力はない」と診断されていたところ、前記(1)イのとおり、請求人世帯に対する保護が廃止された同年■月から約10か月の間、請求人は本件医療機関を受診していなかったことから、処分庁は、本件検診命令を行ったことが認められ

これらの経過からすると、処分庁は、請求人が精神疾患により稼働能力を有しないことを想定して、本件検診命令を行うとの判断をしたものと認められる。

そうすると、処方分庁は、請求人に対し本件医療機関において検診を受けるべき旨の本件検診命令を行ったとしても、請求人がこれに従わずに受診しない可能性があることは、十分推測し得たものと認められる。

オ 本件における以上の事実関係を踏まえると、前記3（3）オのとおり、要保護者が検診命令に従わない場合において、保護の開始申請を却下することができるのは、当該申請を却下する「必要があると認められるとき」とされているのであるから、処分庁としては、単に本件検診命令に従わずに受診をしなかった事実のみをもって、保護の要否を判断するのではなく、関係機関と連携し、再度、他の医療機関における検診命令を行うこと等の方法により、病状や稼働能力についての判断を行うことも検討すべきであったと言える。

カ 以上によれば、処分庁は、請求人世帯に対する保護の要否に係る判断において、考慮すべき事情について十分に考慮したとは認められな



いため、本件処分は、判断要素の選択に合理性を欠くと言わざるを得ない。

(3) 小括

よって、前記(1)のとおり、本件検診命令は不合理であるとは認められないものの、前記(2)のとおり、請求人世帯に対する保護の要否に係る判断には瑕疵があることから、本件処分は違法又は不当であると言える。

以上より、本件処分には、違法又は不当な点が認められることから、本件処分は取消しを免れ得ない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

なお、審理員意見書は、請求人に、本件検診命令違反が認められ、本件申請当時、

ことからすると、処分庁が、直ちに急迫する状態にはないと判断したことは不合理とまでは言い難いことから、法第28条第5項により、本件申請を却下した本件処分は、違法又は不当なものではないとしている。

しかしながら、審査会の答申を踏まえて審査した結果、前記4のとおり、処分庁は、請求人世帯に対する保護の要否に係る判断において、考慮すべき事情について十分に考慮したとは認められないため、本件処分は判断要素の選択に合理性を欠き、違法又は不当なものであるから、審理員意見書の主文と異なる内容となった。

令和4年11月21日

千葉県知事 熊谷 俊

